

# ヘルパーステーション・アイラック

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社テクノ PLUS が設置するヘルパーステーション・アイラック（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (指定訪問介護の運営方針)

第2条 訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ヘルパーステーション・アイラック
- ② 所在地 愛知県一宮市白旗通1丁目11番地

### (職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人 常勤兼務  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② サービス提供責任者 3人以上  
サービス提供責任者は、次に掲げる職務を行う。
  1. 訪問介護計画の作成・変更すること
  2. 利用申込に係る調整等に関すること
  3. 利用者の状態の変化やサービスに関する利用者の意向を定期的に把握すること
  4. サービス担当者会議への出席、利用者に対する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること
  5. 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、業務の実施状況について把握すること
  6. 訪問介護員の能力に応じ、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること

③ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上 (サ責含む)

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日

月曜日～金曜日

ただし、年末年始(12月29日～1月3日)、お盆(8月13日～15日)及び祝日は除く。

(年度により日付が変更になる事があります。日付は事業所より連絡します。)

② 営業時間

午前9時00分～午後6時00分までとする。

③ サービス提供時間

年中無休 24時間とする

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、一宮市の区域とする。

(サービスの内容及びサービス利用料等)

第7条 指定訪問介護サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 身体介護

② 生活援助

2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスの提供に要した交通費は、次の額を徴収する。

① 自動車を使用したときは、通常の実施地域を越える地点から片道10キロメートル未満200円。通常の実施地域を越える地点から片道10キロメートルを越える場合は、500円。

3 前項の費用の支払いを受けるときは、利用者又はその家族に対し事前に書面で説明を行った上で、支払に同意する旨の書面に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応)

第8条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、遅滞なくその旨を管理者又はサービス提供責任者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員の資質向上を図るため、登録型の訪問介護員を含む全ての訪問介護員に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部研修を含む）を実施する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 事業所の従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社テクノ PLUS と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。